

別表（第2条、第3条関係）

違反項目	根拠法令	違反内容	指導方法	処分内容		関係法令条文
				1回目	2回目	
指定要件違反	法第25条の11第1項	事業所ごとに、主任技術者を置かないとき	期日を定め、休止届又は廃止届を提出するよう指導する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	指定取消し		法第25条の3第1項第1号
		水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第20条に規定する機械器具を有しなくなったとき	期日を定め、欠けている機械器具を備え付けるように指導をする。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	指定取消し		法第25条の3第1項第2号
		心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの	指定業者が個人の場合は廃止届を提出するよう指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定取消し		法第25条の3第1項第3号イ
		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者になったとき。	指定業者が個人の場合は廃止届を提出するよう指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定取消し		法第25条の3第1項第3号ロ
		法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	一律に指定を取り消す。	指定取消し		法第25条の3第1項第3号ハ
		指定を取り消され、その取消しの日から2年を経	一律に指定を取り消す。	指定取消し		法第25条の3第1項第3号ニ

過しない者であることが判明したとき。				
次に掲げる業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	違反の行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。再度の場合（2年以内）や悪質と判断できるときは、文書警告若しくは指定停止又は欠格要件に該当するとみなし、指定を取り消す。			法第25条の3第1項第3号ホ
無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		過料及び指定取消し又は指定停止6か月以下	過料及び取消し	
道路掘削許可、道路使用許可を受けずに取出し工事を施工したとき。		指定停止3か月以下	指定停止6か月以下	
施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定停止3か月以下	指定停止6か月以下	
施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		指定停止6か月以下	指定取消し	
研修の機会を確保しなかったとき。		口頭注意	文書注意	
文書注意に従わないとき。		文書警告		
文書警告に従わないとき。		指定停止3か月以下		

		その他の違反行為（管理者の承認を受けずに工事を施工したとき。		過料及び指定取消し又は指定停止6か月以下	過料及び取消し	
		工事完成後3か月以内に管理者の検査を受けなかったとき等		指定停止3か月以下	取消し又は指定停止6か月以下	
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	期日を定め選任届又は解任届を提出するように指導する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	指定取消し		法第25条の4第1項及び第2項
		給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。	文書注意	指定停止3か月以下	施行規則第21条第3項
届出義務違反	法第25条の11第1項第3号	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	期日を定め変更届を速やかに提出するように指導する。	指定停止3か月以下	指定停止6か月以下	法第25条の7又は施行規則第34条若しくは第35条
			虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。	指定取消し		
		休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	期日を定め廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。	指定取消し		
事業の運営基準違反	法第25条の11第1項第4号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	工事申込の際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。	文書注意		法第25条の8又は施行規則第36条第1号

<p>配水管から分岐して給水管を設ける工事又は給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を監督させないとき。</p>	<p>技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。（文書注意）</p>	<p>指定停止 1 か月以下</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>	<p>施行規則第 3 6 条第 2 号</p>
<p>管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。</p>	<p>具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。（水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「令」という。）第 6 条を除く。）工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p>	<p>指定停止 3 か月以下</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>	<p>施行規則第 3 6 条第 3 号</p>
<p>令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。</p>	<p>基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p>	<p>指定停止 3 か月以下</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>	<p>施行規則第 3 6 条第 5 号イ</p>
<p>給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さ</p>	<p>適正な機械器具を備え付け使用するよう指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又</p>	<p>文書注意又は指定停止 3 か月以下</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>	<p>施行規則第 3 6 条第 5 号ロ</p>

		ない機械器具を使用したとき。	は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。			
		指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	記録の作成・保存を指導する（文書注意）。この指導に従わない場合は、指定効力を停止。	指定停止3か月以下		施行規則第36条第6号
工事施行に関する義務違反	法第25条の11第1項第5号	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	当該事業所から事情を聴取して指導する（文書注意）。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	文書注意	指定停止3か月以下	第25条の9
	法第25条の11第1項第6号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	当該業者から事情を聴取して指導する（文書注意）。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	指定停止3か月以下	取消し又は指定停止6か月以下	
	法第25条の11第1項第7号	施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する（悪質な場合は、指定を取り消す。）。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。また、法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。	文書注意	指定取消し	

		配水施設を無断で操作したとき		過料及び取消し又は指定停止6か月以下	過料及び取消し	
不正申請	法第25条の11第1項第8号	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	事実が判明したら、速やかに取り消しを行う。	指定取消し		